

第6回茅ヶ崎市新たな地域コミュニティの取組みに関する
制度設計に向けた意見交換会議 会議概要

- 日 時 平成27年12月25日（金） 10時00分から12時00分
○会 場 市役所分庁舎A会議室
○出席者 青木三郎（浜須賀地区まちのちから協議会会長）
植松伸擴（松浪地区まちのちから協議会会長）
佐藤次男（小出地区まちのちから協議会会長）
細田 勲（茅ヶ崎市自治会連絡協議会会長）
名和田是彦（法政大学法学部教授、アドバイザー） 【敬称略】
平野伸（総務部長）、秋元一正（理事兼企画部長）、大八木浩一（理事兼
財務部長）
事務局：岸宏司、富田雄也、廣瀬友徳、竹井良之、大森光貴（市民自治
推進課）

議題及び主な意見等

- 1 開会
 - ・事務局より挨拶
- 2 議題
 - (1) 「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」の運用について
 - (2) 「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」に基づく制度の考え方について

○事務局より条例の運用及び制度の考え方について説明

【主な意見とそれに対する考え方等】

ア 公募委員について

- ◇公募委員はどこを代表するのか。
- ◇公募委員は代表ではなく、開放性、民主性、少数者保護の考えからきている。
- ◇公募委員はどんな人にもチャンスがあるという体制。
- ◇公募委員がいるいないが認定要件ではない。応募した結果該当者がいないことはあり得る。公募をしたという事実が重要。
- ◇公募については、公募委員に関する設置要綱等を作成してもらい、選考会議を開き一定期間地域で募集し決定してもらうことを想定している。
- ◇選考には、作文・面接というプロセスが必要である。

イ 営利を目的とする活動について

- ◇営利を目的とする活動について、すみわけはどう解釈すればよい。
- ◇営利については、自己の利益になるようなものでなければ該当しないという認識である。
- ◇物品販売余剰金を分配しなければ営利にならない。運営費の中に取り入れれば問題はない。
- ◇地域として必要であれば別に法人を立ち上げればよい。

ウ 参加について

- ◇何を持って参加と理解すればよいか。
- ◇一般の方の参加とはこういうものだという説明が必要ではないか。
- ◇茅ヶ崎市は「重要事項の決定に関与する公募委員」、「事業に全ての人が参加できる」と2つに参加を表現している。
- ◇住民が意見を言えるという事業を考えてもよい。
- ◇一般の方が活動に気軽に参加できる部会の仕組みに関する手引き的なものを作るとよい。

エ まちぢから協議会の職務について

- ◇条例にはまちぢから協議会の職務は書かれておらず、地域の声をまとめて意見具申を行うといった内容もない。ただ、地域の中で多くの人が望んでいることを、意見として市に具申するという行為は、現条例でも可能。
- ◇まちぢから協議会は半官半民なのか。
- ◇自主的に地域が作ったものを公的に市が認定しているもの。
- ◇協議会は地域が必要とする事業を行い、地域の総意を行政に具申していく。

オ 事務局について

- ◇まちぢから協議会の事務局強化について考えていかなければならない。成熟していくと事務局員と拠点が必要になる。コミセンとの関係を整理しないといけない。
- ◇まちぢから協議会がコミセンを管理することが理想の形である。
- ◇市職員は事務をやるということではなく、窓口になる。
- ◇どの程度の事務局としての作業を担わせるのか考えていかなければいけない。

カ 申請について

- ◇申請はいつから可能か。
- ◇区域に関する告示を行った後となるため、4月上旬になる。
- ◇申請書に前年度実績とあるが、立ち上がっていないところには実績も何もない。

◇実績のないところは記入する必要はない。

以上